

○おおぶ・あったか認知症カフェ登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、認知症カフェを設置及び運営する団体を支援する、おおぶ・あったか認知症カフェ登録事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場をいう。

2 この要綱において「おおぶ・あったか認知症カフェ」とは、認知症カフェのうち、第4条に定める登録要件を満たすものとして大府市に登録されたものをいう。

(事業内容)

第3条 市長は、おおぶ・あったか認知症カフェの運営団体（以下「運営団体」という。）に対し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 運営団体が行う事業の広報に関すること。
- (2) 認知症に関する啓発資料等の提供に関すること。
- (3) 運営団体からの相談に対する助言に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(登録要件)

第4条 登録の対象となる認知症カフェは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加者同士の相互交流及び情報交換、認知症の人を介護する家族の負担軽減、認知症状の悪化予防、地域での認知症の啓発等の活動を主たる開催目的とし、営利、宗教又は政治活動を目的としないものであって、参加する対象者を限定しないもの
- (2) 地域住民団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、介護事業所、福祉事業所、学校、民間企業等の団体が開設又は運営するもの
- (3) 市内において、継続的に開催するもの
- (4) 認知症カフェの開催中、認知症についての知識を有する者が1名以上常駐するもの

(留意事項)

第5条 運営団体は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 認知症カフェの実施に当たって知り得た個人情報適切に取り扱うこと。
- (2) 事故防止及び安全な運営に努め、認知症カフェの開催中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応すること。
- (3) 市の認知症施策の推進に協力すること。

(申請)

第6条 おおぶ・あったか認知症カフェの登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、おおぶ・あったか認知症カフェ登録申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認め

たときは登録を決定し、おおぶ・あったか認知症カフェ登録決定通知書（第2号様式）により申請団体に通知するものとする。

（変更の届出）

第8条 運営団体は、前条の規定により決定された内容に変更があるときは、おおぶ・あったか認知症カフェ登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（取消し）

第9条 運営団体は、おおぶ・あったか認知症カフェの登録の取消しをしようとするときは、おおぶ・あったか認知症カフェ登録取消届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、運営団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める登録要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定の受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により、登録を取り消すことを決定した場合は、おおぶ・あったか認知症カフェ登録取消決定通知書（第5号様式）により、当該運営団体に対して通知しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。